### 市民オンブズマンわかやま

NO117

てい

う求める住民訴訟を提起しました。

23

状では、

平

成

年

の

事

務

分~

24

年

ま

で

4 分の

発行日 2016年7月11日 発行責任者 畑中 正好 和歌山市十二番丁 1 0 番地 和歌山合同法律事務所内 TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767 http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

### に約317万円の支払

度に 3 月 5 月

支出

た の 年

政 間 度

は違法であ

事

務

務 調 各 25 19

費 查 年

ح ل

て、 法

件費

の 所 し

3

頂

目 事 務 の

に

違

に

Ţ

事

所

で費とし

て

円を浅井議

合

全額 益 の 族 的 が務 家 に が違法 賃等 なっ に は め て 議 の る(株)淺 支払 お員り個 支 は 人 # ഗ 不当利 と指摘してい は を U 5 回 かし、その県

得 復

還

求

権 め

うち

年 年

4 4

月

で 前

滅 利

効

年

分 21

合計約

3 ま

2

9 ഗ **ത** 

させ

る 請

た

**ഗ** 

τ

11

る

23

·月以

た 2 件 支出

の

判

決

で

も

違

で

違

法

を

認め

の

損

出

は

政

務

調

查

行

な の の 返

l١

個 円 2

ī

支払請求する

ました。

ま 使 務

費

と人件費

ത

あ

ıΣ

そ

権 消

を 時

5

万

つ

ζ

仁坂

知

所

が併用されて 政党支部 01を超 その 被っ ij 万 支 いる こえる は 7 出 て 不当 6 同 し 約 から、 支出 た l١ 額 8 6 総 1 年 る ഗ 求 年 τ 対 滅 そこ 月 しし U 権 4 の て 月 な て は ば 分 ١J 約 2 24 時 以 ることに 年 年 時 効 前 · 度 ~ 井議 効 に の 返 に

するよう求めてい 3 1 7 そ U · 万 円 て、 時 の 効消 支払 -分合計: ます。 滅 請 23 員 な 求 年 約

出し 者を

員自身が代

表 支

利得

務 た

め 議 務

他の役員

損

害

を U

県が てお

ます。

とし 同 容 てい لح

あじさい

までの約2年分合計約317万円、 私達は、6月24日、仁坂吉伸知事に対し、 年4月分の約2年分合計約329万円の支払い請求するよ た政務調査費のうち、 が平成19年5月分~24年度の約6年間に違法に 同議員に平成33年5月分~25年31 仁坂知事個人に平成 浅井修一 郎議員

そうすると、 より 平 還 成 な 請 23 過ぎ 裁

監

の れ ことに. ま 法 判 指 でに 支出 摘 U b まし 14 Ŕ た 淺井 18 私 達 議

政 務 事 務 調 查 部 費 人件費) 年 度 事 がこ 務 員 分 所 0

の 11 請 た こと 求は か L んら、 な しり

きで て 氏 だか 償 返 は は ij そ あ す 還 5 の ベ 損 つ 請 知 責 き 害 事 た 求 県の 任 ح で を 効 の 権 議 Ľ あ 負 を 消 L 追 る 損 わ 滅

年3月以前 た。 て県に τ を怠 上 查 た ζ 賠 れ 以前 請 も の 求 で すな す の á 分 ば 期 わ 間 ち 住 21 を

及し とし

そ

2Î 年

度

支出

せ <del></del> そ

せ

を

(現

うべ

し 坂

れ

# まえても「不

迫間 す ていますか。 言」、みなさん、 よ。ネットでも物議を に絡んでの発言ですか していましたから。 そりや、 県を相手に訴える裁 知ってい 知っ ま

仁坂知事の

「たかり

うか弁護している人はくて、あの人、何といけどもそれだけじゃなる人ですけれども、だての政党を支持してい畑中 再現すると、「特畑中 再現すると。 はいかな<sup>2</sup>の分が発 らしい、のです。の応援演説で飛び出し民党現職候補者・鶴保 なという. たらたか. てくる かる人 じ じ は い 案件 Ь L

阪谷 畑 竹中 6 5 民訴訟を提起しまし私達は、政務調査費 られません。 参院選和歌山選挙区の自 そう、その渦 発言は、 私 なおさらです。 達 にも無関さ 政務調査費の 6 月 23 日 心では 中に、 保氏 た の か 住 L١ 畑中

す

ね。

阪

谷 ま

す。

で 迫 されたコラムですの「水鉄砲」欄に発行されているという紀南地方を ことを挙げて 例示の一つに 正義の実現に 本の文句 間 て本 ま て、こそば せんが.... 、こそばゆいですが、とを挙げて頂いてい示の一つに、当会の義の実現に貢献した いえ、まだ読んでれたコラムです。 分かりやすい。 をついていて、 0 で L١

でしょうか。「乱暴な発 される発言では 言」としてこのことをテ 言ったと確 マに扱った「紀伊民報」 みなさんは、ご存じ どう考えて 認 欄に掲載のおうでは、 され ŧ な しし て で 許 L١ 阪谷 畑 す。 次 ペ

ı

「人の定例記者会見をした。」 よした。 はした。 「言語学 は、「あるまじき暴言」 で 釈 伝えられていま し、釈明ではなく 明 明を 行っ たことの質問に答える形 見 で、 その す。

「市民連合わかや迫間、批判された中のですから。 畑中(私もそう思っが、よく分かりまな言い分」である発言が「めちゃく コメントを発表してい「言語道断だ」とする 非 I 紹 介し る ほ に たい 掲 \ \ \ + は民団は、 載 つ の ま ること 知 す。 で、 たも L ち 事 体 ゃ ŧ  $\Rightarrow$ ഗ

> 間 じ開 まし き \_ 直 って 何 で ると、 の か 感

阪谷 かと思う」と言ったのであって、何で悪いのらいと思って言ったの であって、何で悪らいと思って言っ です。 か。 を لح 費 訟 لح いっぱい払うの 用 に を た 言 に 振 か はり い つ 認 て だからと IJ め 回され 発言 た上 県民の こし 坂 かい で、、 しし 知 5 ったいたはお てのののつ金 弁 事 で 護 す

阪 は 中 」な はい \_ ځ ιį 何で 悪 L١ ഗ か

畑中 分からないのだろうも、「たかり」はない思って言ったとして たり、 か。 たかり」は、 です 脅かしたりし ね。そもそ ねだっ て、

0

畑迫 中間 え て も護かてな 土にいい 同 費用 じ 事 での す。点 で

は

な

う ゃ

なが、

説

明

ιį

に 畑迫 ったの中間 と弁 て くき き も に 士 も 言 لح るこ 県 費 ょ 費用り か は訴 は 5 え 一支訴た切払え側

阪 て谷いわな かれ らる 側 で関 す。 の 弁

全 < ع な言 てに裁が 判 でた する 1)

た 係

か に

IJ

は

ŧ さ れ護 た士 裁に 判し

思 る依 よ頼

7 月 3 日 付 紀伊 E 報 ょ り引 用

### な 発

だ演区開っ かぽ れい で 言 も 和和の 山田選挙 の の \_ つ 応援 が

(裁判)でいると、アン・ (裁判)でい ゃ 顔で \_ な県 の あ ないかな、という案件県からみたらたかりじ开護士の方」と表現し こいうのが多い」らなきゃいけないはんでこんなこと 候 る 実 補 上 を「 護 の ると、そのは、場が訴がいると、そのは、これつも出て の方」と表現で「相手のか 社で無 野党 なこと ると ない し対訟 てく 方 の ま 属 で て応 新 を 補

活動でそれが実現さてある。弁護士の適同様だ。弁護士の職務が見るがは本来の職務が見るがある。弁護士が恵の様だ。弁護士が恵の職がである。弁護士が恵の職務がある。弁護士が恵の場がである。弁護士が恵の場ができ 例活同れ県 県は いくつもあ さ適す題れ切のが 動民い たな ŧ あ をの分

歌はをて活山、相和動 2 3 山地裁が違法性を認め、 相和動 4 、2012年3月に和相手に起こした訴訟で和歌山市の税理士が県動費の支出を不当とし県議に交付される政務 団と県 4 万 オンブ 議 4 ズマン が 14 約 年 1



実現に貢献した例であ出を許さず、社会正義の政訴訟が税金の不当な支 県に返還した。 39人が約723 ಶ್ಠ 実 人が約7230 ともに行 万円

ない。公人としてしての資質も問われる発言であり、判する。選挙妨害 弁護士を選挙に終めて、たかりじゃない い、それを支援がりじゃないが 訟 を起 言であり、知事と 選挙妨害が疑わ それを支援する でないかな 心である。 てあ われ 絡めて批 知 i に 民 を まり かね を

> l١ ま ん事 か 案 だ 3 とで < じ にの 中 U な

迫 間き裁関かる 護 لح しは っもけ です。 判係り 事  $\pm$ ょ。 言 たじれ とのと な えかゃ ば る りな ほど。 う係は 11 べの無たす弁るでとがてな

迫 畑 中ねっそ か坂間な発て は た か う言 、どう考 も い言 で で ゃ IJ は、 ŧ じ 不 す え つ 発 か。 ゃ、 , , 適 ぱ ま 言 切 え す もをた仁 1)

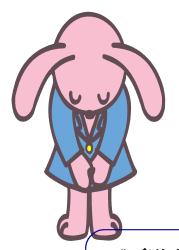
も

لح た つ て L١

ま

題はにねに非とい谷じも誤。。が中な 卜 紀 間 る もとよ の もとよなり 伊 ゃ 5 N 民 先 たて謝かい罪 いとい行 報に て活 たこと 紹なりいを の 替 れ וֹ) \_ まも っそ自 コ لح っゃ τ غ ا す。 ラム Ū 言 の体 た 制行 いのる、 あっ を つ 覚 か な は 度 ねてニたなのスた 知たまる いてえと批が訴い、はを判あ訟 かて IJ し すの是 問事の \_ 7

### 新年度 会費 納入のお願い



証の必要な方はお手数か えをご保管下さい。領収 すので、ご送金された控 省かせていただいておりま 便振替にてお送り下さい のご送金にご協力をお願 すが、できる限り複数口 口座もしくは、 いします。 いただきます。 ご送金は、下記の銀行 なお、領収書の発行を 会費は1口2500円で 新年度になりましたの 会費のご請求をさせて 同 封 の

《ご送金先》

きの〈に信用金庫本店 普通預金 0419585 名義 市民オンブズマンわかやま

けますが事務局までご

じむきょくちょう はたなかまさよし事務局長 畑中正好

郵便局 加入者名 市民オンブズマンわかやま 口座番号 00990 - 7 - 11007

が、5月27日と7月8日 (2件分) にあり

らの政務調査費の一部返還と返還請求権の次いで住民監査請求していた、元・現県議

3月29日に引き続き5月11日と19日に相

部時効消滅分の賠償請求についての結果

### 県議政務調査費住民監査請求の結果

### 一部監査決定しないという異例の結論

があった分は、すでに訴訟に訴えました。なお、1面記載のとおり5月27日に結果

ました。 ていません。 が整わなかった、というものです。この2 理由があるとしたのに対し、2人の県議 例の結論がありました。それは、4人の監 求の一部について監査決定しないという異 正であるべき監査委員に問題があったとい 井議員と同じ自由民主党県議団に所属して 監査委員がそれを認めないとしたので合議 **査委員のうち2人が、一部請求人の主張に** うべきです。その他の請求は一切認められ いることからすると、もとより、公平・公 人は、政務調査費を使途しておりかつ、浅 5月27日にあった結果は、 請求人らの ഗ

### 一切認めずその他の請求

### 県議政務活動費の資料開示費用

### なんと5万2970円

です。ですが、1年分27年度分の開示が必要今後も、平成26年度や5万2970円(1枚5万2970円(1枚 あり、交付費用として、 なんと5297枚

示した森れい子議員分を除く)(写し)です。39人分(昨年開議政務活動費に関する開示資料基の写真は、平成25年度の県 果に、

料を見ないでは監視もチェック果になっています。しかし、資り、次の開示申請をためらう結財政状況では厳しい現実があ

領 収 証

第 S14100000110 号			
	平成 28	年度	
調定	番号		
領	本収入		¥52, 970
収	延 滞 金		
金	違 約 金		
額	合 計		¥52, 970
納入者	氏名	畑中 正好	様
備考			
上記の	とおり領	収しました。	
平,		5 月 20 」県議会事務局 出納』	me/(LJ≢O)E\
氏	名 窪	田 東	(1)
注 意	の公司に正規	D及び認印のないも 他の領収証書の交付	収金額を訂正したもの、出納員 (収納員 のは無効でありますからその場合は直 すを請求してください。 日の証拠として大切に保存してくださ

もできません。

とのできるネット公つでもタダで見るここれまでにも、い

で聞き入れてくれません。 言を左右にするば、 らした。しかし、いるCDでの交付

で容易にできることなのです。で容易にできることなのです。で容易にアクセスされないままにしておきたい、とする意図からに違いありません。そのような後ろ向きの県議会だからこそ、高額の交付費用を支払っても、チェックする必要支払っても、チェックする必要があるというものです。 に実施されており、コピー機等県はじめ27市町村議会で、すでネット公開は、大阪府や高知

力をよろしくお願い致します。 そこで、みなさんに、その 頂く次第です。 どうか、ご協 を賄うための募金を訴えさせ - 5 -

## お願いします募金にご協力を

### 当面の予定

7月11日 PM 4:00~ ニュース発送作業日 7月21日 PM 6:00~ 第2回全員会議 8月22日 PM 4:00~ 編集会議 9月05日 PM 4:00~ ニュース発送作業日 9月15日 PM 6:00~ 第3回全員会議 9月24、25日 全国オンブズ総会

### 重要連絡

定例の会員会議の日程を、奇数月の「第三木曜日」に変更しましたので、ご注意下さい。次回は下記のとおり7/21です。



### 次回会員会議のご案内

日 時 7月21日(木)午後6時~

場 所 和歌山合同法律事務所·会議室

こぞってご参加下さい。